

**平成 29 年度千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会  
第 2 回高齢者施設部会 議事録**

1 日時：平成 29 年 11 月 14 日（火） 午前 10 時 00 分～午前 12 時 01 分

2 場所：千葉中央コミュニティセンター 2 階 26 会議室

3 出席者：

(1) 委員

岡田敏男委員、小田攻委員、鏡論委員、八田和子委員、松下やえ子委員

(2) 事務局

鳩川高齢障害部長、白井保健福祉総務課長、南高齢福祉課長、小野保健福祉総務課主査  
豊田高齢福祉課主査、栄高齢福祉課主任主事、鴨作保健福祉総務課主任主事、  
梶本保健福祉総務課主任主事

4 議題

(1) 第 1 回高齢者施設部会における報告事項について

(2) 千葉市幸老人センターの指定管理予定候補者の選定について

(3) その他

5 議事の概要：

(1) 第 1 回高齢者施設部会における報告事項について

8 月に開催した第 1 回高齢者施設部会において、委員からの意見について事務局から説明の後、質疑応答を行った。

(2) 千葉市幸老人センターの指定管理予定候補者の選定について

提案説明後、各委員による質疑応答・審査を行い、事務局より審査結果について報告した。【結果：評価項目において「×」と評価された項目が相当数あったが、再協議の結果、条件付きで「○」とした。】

6 会議経過：

○小野保健福祉総務課主査 本日はお忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。予定の時刻となりましたので、始めさせていただきたいと思います。本日の司会を務めさせていただく保健福祉総務課の小野と申します。よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、お手元に配付した資料の確認をさせていただきます。配付書類ですが「次第」、「席次表」、「委員名簿」、「審査票」、それから青い「A4 判ファイル」、そして「資料 1」として「千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会の会議の公開及び議事録の作成等について」という資料、それから「参考資料」として「第 1 回高齢者施設部会における報告事項」でございます。不足等がございましたらお知らせください。

また、前もってお断りいたしますが、事前配付資料を含め、今回お配りしている審査関係書類は、一部を除き部会終了後に回収させていただきますので、ご了承のほどお願いいたします。

なお、資料への書き込みは差し支えございません。

続きまして、会議の成立についてご報告いたします。本日の出席委員についてですが、小田委員が少し遅れて到着すると伺っていますので、総数5名中、現在4名でございます。千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第10条第2項に基づき、会議は成立しております。

また、本日の会議でございますが、本委員会及び各部会は、市の情報公開条例第25条に基づき、基本的には公開されることとなっておりますが、お手元の資料1「千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会の会議の公開及び議事録の作成等について」に基づきまして、部会長の決定を受けて一部が非公開になります。

それでは、はじめに高齢障害部長の鳩川よりご挨拶を申し上げます。

**○鳩川高齢障害部長** 皆さん、おはようございます。お忙しい中ご出席を賜り、ありがとうございます。今回、幸老人センターの指定管理予定候補者ということですが、この施設は昭和48年に大規模団地対策の一環として設置されたということで、だいぶ古い施設でございます。この施設の使われ方としては、自治会活動の一部にも使用されているという特殊性があります。そういったものを加味していただきながら、評価をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。以上でございます。

**○小野保健福祉総務課主査** それでは、ここからは松下部会長さんに進行をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**○松下部会長** はい。それでは、ただいまから「平成29年度千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会第2回高齢者施設部会」を開会いたします。それでは、議題(1)「第1回高齢者施設部会における報告事項について」に入ります。事務局より報告事項についての説明をお願いいたします。

**○南高齢福祉課長** 高齢福祉課長の南でございます。本日は、よろしくお願いいたします。座って説明をさせていただきます。本年8月8日に開催されました第1回高齢者施設部会で、委員の皆様方にご指摘いただいた事項について、四点ご報告をさせていただきます。

まず、「いきいきプラザ及びセンターに関する事項」の一点目ですが、配付している「参考資料」のうち資料1をご覧ください。「平成28年度事業報告書添付の『収支決算報告書』と『事業区分資金収支内訳表』の金額が一致しない」というご指摘をいただいております。

まず、1138ページの平成28年度事業報告書添付の「収支決算報告書」では、中央いきいきプラザに78,629,189円と記載していますが、1158ページの「事業区分資金収支内訳表」では、中央いきいきプラザの経常経費委託料収入が98,870,893円となっており、一致しておりません。

これは見出しの書き方が不適當だったのですが、「事業区分資金収支内訳表」では中央いきいきプラザと、中央区にある蘇我いきいきセンターの分を合算した金額を記載しています。1139ページに記載の蘇我いきいきセンターの20,241,704円と、1138ページの中央いきいきプラザの78,629,189円を合算すると、1158ページの98,870,893円となります。

今年度の記載方法は不適當でしたので、次年度の評価委員会の際は書き方を改めるか、もしくは対応表を作成する等、わかりやすい資料の作成をいたします。委員の皆様にはご迷惑をおかけしました。

次に二点目でございます。資料2ですが「1168ページの『貸借対照表内訳表』資産の部合計

の2,356,074,461円と、1177ページの『財産目録』の資産合計2,846,182,994円が一致しない」というご指摘です。こちらは、ご指摘のとおり「貸借対照内訳表」から「財産目録」への転記誤りでしたので、財産目録を修正いたしました。4枚目に修正版の資料を添付しております。社会福祉事業団で使用していた会計ソフトの不具合によるこのことですが、次年度の資料作成の際には、このようなことがないように徹底いたします。

次に三点目で「資料3」でございます。いきいきプラザ・センターの指定管理者を非公募としている理由としては、「社会福祉事業団には専門職が多く在籍している」ということでした。そのことを確認できる資料として、資料3「資格者一覧」を作成いたしました。プラザ・センターに係る事業を実施していく上では、看護師、理学療法士をはじめ、多岐にわたる分野の専門的スタッフが必要となります。特に看護師は人材確保が困難な状況となっている中、社会福祉事業団は従来から看護師等を継続雇用している実績があり、安定した事業の実績が見込めるものと考えております。

次に四点目ですが、「資料4」をご覧ください。千葉市幸老人センターに関するご指摘です。幸老人センターは自治会である千葉幸町団地自治会が指定管理者となっておりますが、「自治会を指定管理者とすることや、自治会と協定を結ぶことには問題がないのか」、また「損害賠償請求は誰に請求するのか」というご指摘がございました。

まず、「1 自治会を指定管理者として指定することについて」です。指定管理者の指定は、法律に基づき、具体的場合について単独の意思により権利を設定し、義務を命じ、その他法律上の効果を発生させる行為に該当し、「行政処分」の一種とされていることから、当事者間の合意を基本とする「契約」とは異なります。そして、地方自治法では相手方に法人格は要件として求めておりませんので、自治会を指定管理者として指定するのは問題がないものと理解しております。

参考ですが、総務省資料「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」では、指定管理者となった団体の種別の例として、地縁による団体、例でいうと自治会、町内会等との記載があり、他自治体でも指定している事例があるようでございます。

続いて「2 自治会と協定を結ぶことについて」ですが、「地方自治法の一部を改正する法律の公布について」において、「指定管理者に支出する委託費の額等、細目的事項については、地方公共団体と指定管理者の間の協議により定めることとし、別途両者の間で協定等を締結することが適当である」とされており、自治会と協定を締結することは適当であると考えております。

なお、協定の法的性質については、「指定」という行政処分の「附款」行政行為の効果を制限するために主たる内容に付加された従たる意思表示の要素と行政契約の要素を併せ持つものであると考えられています。これは、大阪高裁平成19年9月28日判決ですが、15ページに記載がありますので、参考資料として添付しております。

最後に「3 自治会（指定管理者）への損害賠償請求について」でございます。上記2により、損害賠償請求を行う必要がある場合は、協定締結者である自治会に対し請求するものと考えています。なお、町内会等の地縁による団体は、いわゆる「権利能力なき社団」に該当するものと位置づけられており、民事訴訟法において、以下のとおり法人でない社団であっても、当事者能力が認められております。

第1回 高齢者施設部会へのご指摘に対する回答は、以上となります。よろしく申し上げます。

○松下部会長 はい、ありがとうございました。それでは、質疑応答を行います。委員の皆さま、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

○岡田委員 先ほど、財産目録不一致の説明はいただいたのですが、私はもう1つ「税金の額が前期に比べて倍ぐらいになっているのはどうしてですか」という質問をしておりましたが、その回答がありません。後ほど連絡をくださってもいいので、よろしくお願いします。

○南高齢福祉課長 はい、すみませんでした。では、改めてご連絡したいと思います。失礼いたしました。

○松下部会長 では、ただいまの件については、後日よろしくお願いします。他にいかがでしょうか。

○鏡委員 資料4「自治会を指定管理者とすること」については、説明では行政処分だから大丈夫という話ですが、基本的には行政処分であっても公契約ということです。債権債務の関係が発生することを考えれば、契約書も個人との契約になっています。それは自治会全体を包括する契約になっていないと思いますので、これは適法性が無いと私は思うわけです。

もう1つ「地縁による団体」についてですが、例えば自治会・町内会集会所であったり、あるいはお神輿や財産を持つ時などに関しては、団体が財産を持たないと自治会長が代わる度に契約を変えなければならないとか、所有権を変えなければならない等々の問題があるため、自治法に改正があったというように私は理解しているので、これはちょっと該当しないのではないかと思います。

従って、明らかに「駄目だ」とは書いてありませんが、「良い」とも書いてありませんので、これについてはかなり疑義があることだと思います。

○南高齢福祉課長 千葉市としては、自治会を指定管理者とすることで、委託してきましたし、幸老人センター以外にも指定管理者として自治会に管理させている事例がございます。千葉市としてはこのように理解しているところです。

○鏡委員 ちなみに、自治会が管理しているところは、他にどこがあるのですか。

○南高齢福祉課長 大宮と宮崎のスポーツ広場の指定管理者を、自治会が母体であるスポーツ広場管理運営委員会にということで、これは自治会の中にある内部組織の運営委員会ですが、そこを指定管理者ということで。

○鏡委員 自治会ではないのですよね。

○南高齢福祉課長 そうですね。自治会の中にある委員会ですね。

○鏡委員 例えば法人格を有するNPOとか、自治会であっても法人格を有するところはあるわけです。だから、法人格をきちんと持ったところに、行政処分足らぬ指定管理者を指定するのはあると思いますが、自治会全体にというのは如何なものかと思いますが。

○南高齢福祉課長 自治会が法人登記できる場合は、不動産登記を目的とした場合に限定されているということで、我々は所管の方から聞いておりますが。

○鏡委員 だから、NPO等を作ればいいのです。自治会がNPOを構成すればいいのです。

○南高齢福祉課長 そうするとスッキリするとは思いますが、市としてはそうしなくても問題がないということで、指定管理者としています。

○鏡委員 では、その後の議論をしましょう。

○松下部会長 他の委員の方はいかがでしょうか。

○岡田委員 ちょっと参考意見です。今のお話ですが、指定管理者として頼むのであれば、

今後は法人格にしてもらうような措置ということで。私も会計士として学校法人の監査をやっているのですが、昔は個人立でも認めたのです。今は全部法人になりましたし、基本的に公のお金が入る場合は会計上問題があるため、個人というのは不適當なのです。

名前を言うといけません、商店街にも関連しているところがあって、そこも法人になりました。やはりお金をいただいている以上は、公のお金を貰っている場合は、会計の問題もあるので、やはり個人の集団に払うのは望ましくないと思うのです。ですから、NPO法人になるなど、いずれにしても法人になっていただき契約する形にしていった方が、良いのではないかと思います。

**○南高齢福祉課長** まあ、それにつきましては、指定管理者の所管の部署と相談して、今後は検討していきたいと考えております。

**○岡田委員** お願いします。

**○松下部会長** それでは、報告事項についてのご質問はよろしいでしょうか。

では、議題(2)「千葉市幸老人センターの指定管理予定候補者の選定について」に入ります。傍聴人の方はいらっしゃらないので、このまま続けさせていただきます。まず、審議の進め方について事務局から説明をお願いいたします。

**○白井保健福祉総務課長** 保健福祉総務課長の白井でございます。恐縮ですが、座って説明をさせていただきます。失礼いたします。

それでは「審議の進め方」について、ご説明をさせていただきます。今回は、本部会が所掌している「千葉市幸老人センター」の指定管理期間が今年度限りとなっておりますので、来年度からの指定管理予定候補者の適否について、ご審議をいただきます。

まず初めに、事務局から「第1次審査の結果について」をご説明させていただきます。その後で「質疑応答」を行い、お手元に配付済みの提案書の内容について、選定要項等に示す要件等との適合状況を中心にご確認いただきます。

次に、審査票(第2次審査用)のうち、「2 施設の管理を安定して行う能力を有すること」の「(1) 団体の経営及び財務状況」の部分については、公認会計士の岡田委員から財務関係の所見を頂戴し、必要に応じ質疑を行います。

その後、事務局より提案内容についてご説明させていただき、20分を目途に質疑応答を行っていただきます。質疑応答終了後は、気になった点や確認しておきたい点などについて、委員間での意見交換及び協議をいただき、その後に審査を行っていただきます。

それでは、お手元に配付している「審査票(第2次審査用)」の記入について、審査票と青いファイルの両方を用いてご説明させていただきます。まず、A4の一枚ものですが、「審査票(第2次審査用)」をご覧いただきたいと思います。最初に、右上の「委員名」の欄に、お名前をご記入ください。次に、記入方法ですが、審査票の中ほどに「評価」という欄がございますので、この欄に「○」か「×」を付けていただきます。

次に、恐縮ですが青いファイルの77ページをお開き願います。こちらの「3 提案内容審査」

(1)「審査方法」に、評価についての基準を記載しております。基本的には、管理運営の基準等で設定した水準どおりの業務が行われることが見込まれる場合は「○」、管理運営の基準等で設定した水準に満たない業務が行われるおそれがある場合は「×」と評価してください。

委員のうちお一人でも「×」の評価項目がある場合は、委員間で協議を行い、中段にある①～④のいずれかを決定していただきます。また、半数以上の委員が「×」の評価を行った場合

は、②～④のいずれかを決定していただきます。

続きまして、裏側 78 ページ「(2) 審査項目及び審査の視点」をご覧ください。ここから 80 ページに掲げている表の中で網掛けのある審査項目、具体的には 2 (1)、4 (7)、5 (1) については、先ほどご説明した 77 ページの (1)「審査方法」によらず、それぞれのページに示す審査方法により評価を行っていただきます。

なお、審査票は事務局が回収をさせていただきます。委員の皆様の審査が終わりましたら、10 分ほどお時間をいただいて事務局で集計作業を行います。この間、委員の皆様には、休憩をお取りいただきます。

休憩後、事務局より審査結果を発表いたします。その審査結果に基づき、指定管理予定候補者の適否を決定いただきます。また、審査結果により選定された場合は、部会としての選定理由を決定していただきます。なお、提案に加え留意してほしい事項等がございましたら、この時にご発言をいただければと思います。

説明は、以上でございます。

**○松下部会長** はい、ありがとうございます。審議の進め方について、何かご質問はありますか。進め方についてはよろしいですか。

では、これから審議に入ります。ただいまの説明にありました「第 1 次審査の結果について」です。事務局より説明をお願いいたします。

**○南高齢福祉課長** 高齢福祉課でございます。私からは指定管理者の選定にあたり「施設の概要」「申請書類の内容」「第 1 次審査の結果」などについて、ご説明をいたします。お手元の青いフラットファイルの資料 1 をお出してください。

施設名称は千葉市幸老人センターです。所在地は美浜区幸町 2 丁目 12 番 11 号です。設置根拠は、千葉市老人センター設置管理条例です。設置目的ですが、高齢者が健康で生きがいのある生活を営むことができるよう、研修やレクリエーション活動及び趣味活動を行うことを目的とした施設としています。施設概要としては、軽量鉄骨 2 階建ての建物のうち 2 階部分を老人センターとして使用し、1 階部分は旧児童福祉センターとなっています。延床面積、敷地面積、諸室、建物所有者、土地所有者については記載のとおりです。

次に開館時間等ですが、使用者は市内在住の老人及びその団体で、開館時間は午前 8 時半から午後 6 時まで。施設の使用料は無料で、休館日に関しては市が認めた場合としています。

次に施設の経緯ですが、昭和 48 年度に大規模団地対策として設置され、平成 18 年度の指定管理者制度の導入により、幸町団地自治会を指定管理者として現在に至っています。当施設は耐震性能に問題があり、利用者の安全が確保できないことから、地元住民に老人福祉センターとしては廃止する必要があることを説明し、代替施設の提案を行っていますが、現施設と比較して立地性や利便性が劣るといった意見があり、地元住民の理解が得られないことから、UR 団地再生の方向性を考慮したうえで、再検討・再提案を行うこととし、現施設の利用を暫定的に継続することとしております。

続きまして資料 2 をお開きください。「千葉市幸老人センターの指定申請の概要」についてご説明いたします。まず「1 選定概要」ですが、管理運営を行わせる施設の名称等は千葉市幸老人センターです。設置根拠条例は千葉市老人センター設置管理条例です。指定管理者の選定方法は設置管理条例第 10 条の規定により非公募です。指定期間は平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日の 3 年間です。「2 指定申請者の名称」ですが、指定申請団体の名称は千葉幸

町団地自治会、所在地は千葉市美浜区幸町2丁目11番26棟301号、代表者名は会長 長岡正明です。

続いて、資料3が「指定管理者指定申請書一式」となっております。綴ってある順に「指定管理者指定申請書」「指定申請関係書類の提出について」になります。

また、こちらは自治会という団体の特性上「株主資本等変動計算書」や「登記事項証明書」等の存在しない書類がありますので、提出できない書類一覧を記載しております。

「過去3年間の決算報告書」「過去3年間の貸借対照表」「千葉市幸町団地自治会運営規約」「役員名簿」「団体の概要」「指定申請に係る誓約書」「調査同意書」です。

続いて、資料4で「第1次審査の結果」についてご説明いたします。第1次審査では、指定申請者から提出された指定申請書類について、選定要項に定める申請の資格要件を備えているか、また失格要件に該当しないか、15の審査項目を用いて、事務局が形式的に要件を審査いたしました。

個別の審査項目と結果については、記載のとおりでございます。「申請資格要件」をすべて満たし、かつ「失格要件」のいずれにも該当しないことを確認しましたので、第1次審査については「合格」との報告をさせていただきます。

私からの説明は以上でございます。

○松下部会長 はい、ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。

○鏡委員 資料5「提案の際の指定管理料」では、年間40万円ということで指定管理料を設定していますが、内容としてはどういうことを予定したものでしょうか。

○南高齢福祉課長 40万円の支出控除ですが、光熱水費のほか、備品の購入や消耗品等に支出しているところでございます。

○鏡委員 光熱水費、備品、消耗品ということですね。

○南高齢福祉課長 そうですね。

○鏡委員 ところで、この施設が公の施設である理由は何なのですか。

○南高齢福祉課長 あの、条例を制定して、目的としましては…。

○鏡委員 基本的には団地の方がお使いになるということで、昭和48年に設置したようですが、団地の自治会であるのに、なぜこれが公の施設になっているのかと思って。

○南高齢福祉課長 当初は、老人福祉法に基づく施設として設置しております。

○鏡委員 当時はそういうことだと思いますが、今はどうなのですか。

○南高齢福祉課長 今は老人クラブ等でも活動していますし、その他に自治会としても活動しています。または、町内に住んでいる方のサークル等でも利用されているということです。

○鏡委員 そういうことであれば、ほとんどお使いになっているのは団地の方になりますね。

○南高齢福祉課長 利用されるのは団地の方です。

○鏡委員 それは公の施設というよりも、(使用者が)団地自治会であるならば、団地自治会として所有するなり、あるいは使用貸借契約を結んで団地自治会か自由にお使いになるようにすれば良いのであって、公の施設にする理由がわからないのですが。

○南高齢福祉課長 今は、当初の目的から変わってきているところがあります。今、委員がおっしゃったように「自治会活動も行っているので自治会館として貸し出せばいい」という話だと思いますが、千葉市としては自治会にそういった貸し出しは行っていないのです。そうい

うものは自治会が独自で用意するという考えですので、当然、市としてはこの老人センターを廃止したいということです。

そのあとの行き先ですが、この団体が自治会館としてどこかに施設を持つのであれば、市としての補助制度もありますので、そういった提案等もしているところでございます。

**○鏡委員** つまり、公の施設であるから、40万円の指定管理料を払っているわけですよ。そうでなくて、自治会の人自由に使って使用貸借契約であれば、40万円も要らないわけですね。自分たちの自治会で使用貸借契約をすればね。もちろん市のものですが、使うのは主に自治会ということなのでしょう。

**○南高齢福祉課長** そもそも建物は耐震精度が無いので、そこを出て行っていただきたいということがあります。

**○鳩川高齢障害部長** すみません。私が冒頭で「この施設には特殊事情がある」と申し上げたのは、いま委員が気づかれたことにあるのです。48年に「児童と高齢の部分で施設がなければいけない」ということで、公の位置付けで一応団地に設置したわけですが、この地域には自治会館というものが無いのです。そういう時の流れの中で、自治会活動を少しやらせてくれないかというような事情がございます。

ですから、市にとっては「この辺りの公の施設」という位置付けでありながら、実態としては自治会の活動拠点の1つにもなっているわけです。市としては、本当はできれば自治会館を持ってもらいたいのです。しかし、自治会では金銭的な部分が無いということで、自治会側はここを有効利用しているのが実態でございます。以上です。

**○鏡委員** 何というか、過去の経緯についてはわかりましたが、公の施設にしていることで、その管理料を、先ほどおっしゃっていた光熱水費や備品等も、全部市が持ってあげているわけです。それで自治会活動をされているわけですよ。

**○鳩川高齢障害部長** その光熱水費の部分ですが、自治会と市の方とで折半という格好です。全部市が持っているというのは無いのです。按分とまでは言えませんが、自治会側の負担もいただいております。

**○鏡委員** そうは言いながらも、ほとんど自治会が使っているわけです。要は、公の施設にしてある以上、指定管理料が入るとするのは自治会側のメリットとしてあると思いますが、市全体の公平性から考えますとね。先ほど自治会が持つてほしいとおっしゃっていましたが、持っていること以上に、市はその自治会に対してお金を支出しているわけではないですか。だから、そう考えると公平性の点で如何なものかと思うのですが。

**○鳩川高齢障害部長** まあ、老人福祉という部分では、当然、活躍も活動も行っていただいているということで、市の施設を使ってそういう活動をやらせてもらってます。ですから、その部分はちょっと負わなければいけないとは思っています。

先ほど説明がありましたが、そもそも耐震に問題がありますので、市としてもこれ以上は、この施設の存続は無理だと考えています。今まで何度も住民説明会を行ってきましたし、市としても代替施設等を提示してきたのですが、ちょっとご理解が得られないということです。

加えて、ここは土地がURの持ち物になるため、今URの方で団地再生等を検討しています。そういう流れの中で、今後3年間の中で良い案を出し合って、自治会そのものが自分たちで自治会活動のできる場を、市の方でも設定してあげたいのが本音のところですよ。

**○小田委員** これは非常に難しい集団ですよ。ご苦労は大変だったと思います。規約を見



てもかなりずぼらですから、面倒をみるのは大変だったと思います。まず、私が規約を見て「あれっ」と思ったのは、この規約には会長の定めが全く無いことです。そうでありながら、この規約中を見ると「会長が招集する」などと書いてあります。そして、外へ出した文書を見ると、市長あての決算報告は自治会の会長名義になっているのです。何の権利でなっているのか、これではさっぱりわかりません。

それから、読むと「階段委員会」というものがある、これは各棟の階段から選ばれた委員で構成するのですが、最高意思決定機関ということになっています。それを会長が招集するのは問題があるし、それはいいとしても意見が割れた場合の可否は、同数の場合はどうするのか、これもさっぱりわかりません。そういう場合は委員長かなという気もするのですが、招集権は会長にあるわけですから、会長と委員長はどうなっているのかと思いますが、これについても何も書いていません。これでは駄目です。各委員会が全部そうです。私どものプロから見たら、これでは話にならないのです。

そういう意味では、運用でカバーをされたと思いますし、おそらくご苦労されたのだと思いますよ。だから、設置条例の最後を見ると、そここのところをやたらと改正しています。おそらくこれは実際にやってみて、問題が出た時に「こうしよう」ということで、規約を改正されたのだと思います。その辺もたぶん市役所の担当部署がリードされたのですが、これも大変だったと思います。

おそらく自治会の皆さんは、こういうことを書いても駄目でしょう。どうしたらいいのか意図するところを聞いて、「では、こうしたらどうですか」ということで、当面切り抜ける対策として条項を改正し、このようにしたのが実態だと私は思います。したがって、この規約は一貫性がないのです。穴だらけでね。

**○鳩川高齢障害部長** 耐震に問題があっても、補強の工事すらできないということです。柱に腐食が激しくて、補強もできないということです。

**○小田委員** 結局、何とか皆さんの要望を入れて「継続させる」「使わせる」「利用させる」という方向でやってきたのでしょう。これは大変だったと思いますよ。うるさ方もいるでしょうからね。ただ、前回もちょっと出ていましたが、先ほども皆さんから「そろそろ整備をしたらどうなんだ」という話が出ました。

私もその角度から見てみたのですが、まず法人格というのはとんでもない話です。そもそもこれを法人にする法律はありません。問題なのは、その前提として「この集団が社団と言えるのか」ということです。私の目から見ると「社団」という結論を出して、その方向で整備して行かざるを得ないだろうというのが結論になります。

ただ、このままではこれは社団にはなりません。いくらもっていても、これではね。修正の余地があるから、修正すれば何とか良いだろうということで、過去からこういう実績で来ていますからね。でも、その程度です。その難点の第一に会長は何だということです。市への報告をしていますが、これには何の権限があるのかと。

それから、事務監査員がいますが、監査員は何をやっているのかということです。普通なら、決算をする責任者が決算の報告書を作って、総会に出す前に事務監査役のチェックを受けて、事務監査役が良いということになれば、今度は自治会の総会に持って行って、総会の承認を得てから市長に出すという手順ですよ。

何となれば、これは難しいことを言いますが、いわゆる財産管理はそういう形態なのです。

管理権と利益権は、利益を享受するから完全に分離しているのです。利用権とはね。構成員には関係がないわけです。ただ、いろいろな形でもって権利を取得するためには、義務を負担させられるわけです。従ってその限度内においては、管理に対してこういう総会などいろいろな機会に参加して、そこで意見を述べて参加をする機会があるわけです。その程度はね。

そうだとすれば、総会が全く機能していないのはおかしな話です。そういう規定が全く無いのです。これで社団と言えるかどうかと言うと、社団のような形はしているけれど、残念ながら社団とは言えません。

ただ、形をきちんと整備するのであれば、実体は大体あるし運用の実績もあるわけだから、それをよく聞いて、改めてこの規約をきちっと整備し直して改正しなければ、これでは残念ながら駄目なのです。

しかも、構成員が何だかわからないようになっていて、この規約では無視されています。法人格がありませんから、権利を取得して義務を負うのは構成員なのです。そして、債務の弁済をするのも社団の財産で弁済するわけでしょうから、構成員の個人財産は関係ないのです。つまり、社団財産から分離して弁済しますからね。従って、社団の財産管理規定もきちっとしなければなりませんし、最終的に構成員のチェックを受ける形が出てこなければなりませんね。

その辺からもう一度、だいたい形ができてきているのですから、この規約そのものをもう一度見直した方が良いのかと、そういう感じを私は持っています。

**○南高齢福祉課長** ありがとうございます。いま、小田委員から言われたように、社団として体を成すように団地の規約を修正して、私どもから自治会の委員会にかけて修正をするようにします。

**○小田委員** そうせざるを得ないでしょう。今までの話を聞いている限りでは、残念ながらあの皆さんには能力がないですよ。これまでの改正も、おそらく市のほうでリードして来たと思いますかね。それで、これができたのだと思います。これを見ると改正の議案を相当やっていますね。

まず、何をどうしたいのかという整理から始まるわけですが、そうすると関連部署がこの既成規約を併せて改正しなければなりません。それはもう大変ですよ。だけど、整備をきちっとして、法律関係もきちっとするのであれば、やはり市のほうでリードして規約の改正もしなければ仕方ないですね。

**○南高齢福祉課長** また、その時はお知恵を貸していただきたいと思います。

**○小田委員** 立場上、知恵も貸しますよ。まずこれを見て「あれっ」と思ったのは、普通ならば「本自治会には会長を1名置く」と。2項として「会長は会務を掌理し、本自治会を代表する」と。3として「会長は自治会会員の選挙によってこれを行う」と。4として「会長の任期は…」となりますが、これは3年なのか2年なのか、任期は一体どうするのか。天皇陛下ではないのだから、終身ではないはず。そういうことが書かれます。具体的には「細則の定めるところによる」という形でも良いと思います。それがないとね。それから、委員会の定めは結構ですが、この委員会を主宰するのは委員長なのか会長なのか、誰なのか。そして、見ると「会長が招集する」と書いてあるから、会長なのだ。そうであれば会長が議長になるのかと考えますが、それがわかりません。つまり「会長は委員会を招集し、その議長となる」という、この文言がありません。司会進行は誰がリードするかも、これではさっぱりわかりません。

ということは、これでは決議もできないことになるわけです。そして、そうであれば委員長と会長はどうなるのかという問題がありますが、これも書いていません。委員会なのだから、おそらく委員長がいるのでしょう。しかし、会長が招集権を持っているわけだから、会長と委員長はどうなるのかとなってきます。

読んでいって階段委員総会の条文を見ると、たぶん会長が招集して議長になるようで、委員長を兼ねているのかと思いますが、そこは、自治会の人たちに聞いてみないとわかりません。兼ねているのなら、それを入れなくてははいけませんし、私の目から見ると、ぼろぼろなのです。

「何ですか、これは」と。

こういう団体の場合は、商事会社も含めてなぜ問題にするかと言うと、一番の大きな理由は対外的な問題です。取引することは避けられませんからね。物を買ったり、借りたり、返したりということ。損害を与えたら弁償しなければならないしね。相手からすれば「相手は誰なんだ」となってきます。法人格を持っている場合は、法人を訴えれば済んでしましますが、これではよくわかりません。

だから、内部規約でしっかり決めて、外部的に契約なり何なりをする場合は、自治会の所在地と委員代表として会長〇〇という判を押さなさいといけません。しかし、それだけでも駄目なのです。自治会のこの建物の中には、本当に事務局はあるのですか。担当者がいて常駐しているのですか。

○南高齢福祉課長 はい。

○小田委員 何人ですか。

○南高齢福祉課長 2人です。

○小田委員 常駐しているわけですね。そうすると、この建物に連絡すれば、自治会との連絡はすべてとれるのですね。

○南高齢福祉課長 はい、とれます。

○小田委員 大丈夫ですね、間違いはないですね。もし誰もいなかったら、これは責任問題になってきます。その場合には、文書の送達先というのを別に入れなければなりません。例えば、いろいろな契約をしたり、貸したり借りたりする時は自治会の名前を出しますが、その時には自治会の所在地や名称を出しますね。そして、その下に文書の送達先として会長の自宅を入れるなど、そこまでやらなければ駄目なのです。常駐している事務員がいるからいつでも連絡がつくのであれば、そこを送達先にしてもいいでしょうね。たぶん大丈夫でしょう。

つまり、取引の第三者から見た時には、一体どこへ連絡をすればいいのか、誰と話をすればいいのか、これはどこまで責任を取ってもらえるのか、この団体は金があるのかという団体の問題になってくるわけです。商事法上の商事会社はいいのですよ。そもそも設立時に登記が義務づけられていて、登記がなければできませんからね。登記して、登記簿に登載されて初めて会社としてOKされるわけで、それまでは会社ではありませんからね。

なぜかと言うと、取引の範囲も深さも全然違うから、そういうものを強行法規でもって行い、そして何かあった場合には、相手方はすぐに登記簿謄本でも取って会社の概要を見てみると。役員には誰が出ているのかと。しかし、登記できないところや難しいところは、そういうわけにはいかないのです。何を見れば良いかと思えますね。だから、何かする場合には、対外的な表示はしっかりしておきましょうと。そのしっかりした表示の基本となるのは、この規約なのです。

それで、書類を見ると「会長」と書いてありますが、会長はというと何も書いていません。だから、そういう一番大事なところから整備しなければ仕方ないのです。決算も一体誰がやっているのか、さっぱり書いていません。監査役もいるのでしょうか、監査員は何をやっているかという、これもわかりません。監査役は監査の結果として、会計の決算報告を市長に上げています。これはもちろん当たり前のことですが、その前提として最終的な権利義務関係を負う立場にいる、構成員である会員はどうなっているのか。そこを書かなければいけません。

普通は会員の承認を得て、会長がこれを市長に提出するわけでしょう。まずは、会員は権利を受けて同時に義務を負うのだからね。嫌なら外に出てしまえばいいけれど、こちらにいる間は社団の構成員として責任を負わなければなりません。

だから、何かあった時には、必ず最高機関としての自治会の会員総会がなければいけません。たぶんそれでは收拾がつかないから、階段委員会等ができたのでしょうか。各階段から代表者が1名ずつ出てきて、その代表でつくる階段委員会となって、そこで大体を決めていくと。

これはちょうど憲法第41条と一緒にですね。「国会は、国権の最高機関である」と。いちいち国民でやるわけにいかないから、ああいう形でもって行っているわけです。同じ理屈だと思います。それは構わないのですが、何かあった時はやはり会員に諮るぐらいの配慮がなければいけません。なぜなら、この「人格なき社団」の一番難しい問題は、有力者が会長になって、取りまきが引っ張っていつてしまうような、そういう例が多いからです。しかし、それでは民主主義ではないのです。

なぜなら、構成員は権利を取得するのみならず、義務を負担するわけですから。そうであれば、せめて代表となる会長の選出と決算の場合ぐらいは、出番があると良いのではないですか。それが民主的ではないかということですが、それに対して、この規約は応えていないのです。

○南高齢福祉課長 はい、わかりました。ありがとうございました。

○小田委員 そこをちょっとお考えいただければ。もし、知恵が必要ならば貸しますよ。

○南高齢福祉課長 はい、ありがとうございます。

○小田委員 これを当面の検討課題としてもらってね。私はやめろとは言いません。これはこれでもって、まとめられたのでしょうか。今までのいきさつからしても、周りの扱いも仕方ないと。そこはもう賛成ですが、ただ、そういう大きな問題点があるので、そろそろ整備するのであれば、思い切ってやった方が良くと思いますけどね。

○南高齢福祉課長 ありがとうございます。

○松下部会長 はい、ご意見も含めた…。

○鏡委員 ちょっといいですか。運営規約云々の話がありましたが、運営規約の中には指定管理者の指定を受けることは一つも書いていないのです。だから、どの委員会が担当するのかもわからないし、そういう責任体制についても、そもそも自治会自体が受託しているかどうかにも疑問があります。もし、そういうところまで指導するのであれば、きちんと書き込むことも必要だと思います。

○南高齢福祉課長 はい、わかりました。

○鳩川高齢障害部長 この施設は、市が主導してやってきたという部分がございまして。

○小田委員 それは、そうだと思いますよ。

○鳩川高齢障害部長 実際にこの施設のあり方自体について、過去からずい分お話してきているのですが、やはり見解の相違ではありませんが、自治会としてはやはり死守したいと。市

としては周りに学校があるので、跡地活用といった部分でもいろいろご提示させていただきましたが、納得いただけないということで。

今、その辺についてはいろいろご意見をいただいています。問題点はたくさんありますが、それを3年間の中で整理しながらということ。お互いに合意のないまま進めると、やはり上手くいきませんから、URと市と自治会の三者で協議をしながら、皆さんの納得がいくような形で整理したいと考えております。

○小田委員　まあ、簡単にはいかないと思いますよ。

○鏡委員　その点でいえば、暫定期間が3年あって、2年あって、さらに3年ということで、何か問題がありながらも8年間解決しないのは、いかにもお役所仕事ではないでしょうか。

○鳩川高齢障害部長　市としては、現に使用している現状を考えますと、廃止というのは非常に大きな判断になるわけです。そして、本来で言えばこれは命に関わるわけです。ところが、その辺は先ほど言ったように自治会館もない地域ですから、その辺がやはり自治会としては納得いただけない部分であって。

○鏡委員　それから、あり方の問題になってしまいますが、例えば使用貸借契約にして、指定管理者は置かずに「あとは自分たちで管理してください」とするとかね。それから、指定管理者をどうしても置くのであれば、先ほど言ったような法人格の地位を持つNPO等を立ち上げてもらうなど、誰が管理しているかわかるような形にした方が良いと思います。

○鳩川高齢障害部長　いろいろな手法もあるし、選択肢もあると思います。今後、それは自治会側に提示していきますので。

○岡田委員　一点、続きになりますが、指定管理は今回が初めてなのでしょうか。それとも、今までやってきているのですか。

○鳩川高齢障害部長　今まで、18年からずっと継続していますね。

○岡田委員　私はこの後で財務状況の報告をしますが、決算書を見ると金額は同じですが、今までずっと40万円なのでしょうか。この決算書には補助金みたいな形で出てくるのですが、管理料という科目では出てきていません。そう言われると、どこに入っているのかと思ってね。

○松下部会長　その点はいかがでしょうか。

○岡田委員　私が言うのも変ですが、ここでもし3人の方が「×」をつけると、協議するとは思いますが、もし否決になってしまった場合はどうなのですか。どうなるというのもおかしいですし、聞いてもすぐお答えできないかもしれません。

○鳩川高齢障害部長　指定管理者がいないままということは、市としてはあり得ないので、再度評価委員会にかけることになります。当然、管理者がいないことはあり得ませんから、そういったことがないという想定のもとで、進めさせていただいておりますが。

○岡田委員　それはあとで相談をしましょう。

○小田委員　よく検討してもらって、いま直せそうところは直していけばいいし、もう少し皆さんで話をして、説得に時間がかかるのであれば説得してみればいいし、そろそろ形を整えた方が良くないかもしれませんね。

○岡田委員　あと、ちょっと厳しい意見かもしれませんが、市の方針と言うのでしょうか、お金を出すわけですから「こういうことをやってくれないと出しません」と。相談しても、たぶん答えは出ないと思うのです。「こうしないとお金は出ませんよ」ということを、最後通告で言うしかないのではありませんか。

向こうの意見を聞くと「このままやっていただきたい」というのはわかりますがね。たぶん、私も自分の立場ならそう言うかもしれませんが、市の方がお金を出している立場なので、多少反発が来るにしても、市の方針を決めてやらないとね。

○鳩川高齢障害部長 おっしゃるとおりでございます。今年も説明会等で十分説明してきたつもりですし、本来であれば今年度いっぱいまで終わりにしようかとしたのです。「この29年度でもう廃止です」と。

ところが、いろいろご意見を伺っている中で、URも関係していますから、これが最後通告ではありませんが、3年の暫定ということで折り合いがついたのが本音のところですよ。おそらく3年後はあり得ないということで、市では考えております。

○鏡委員 ですから、そこから先の話になりますが、指定管理であれば「公の施設は廃止します」と。ただ、自治会・町内会が自治会活動にお使いになるのであれば、いわゆる普通財産としての施設を、自治会が使ってくださいという方針もあるのではないですか。

○鳩川高齢障害部長 そういうものもありますね。

○鏡委員 そうすれば、彼らとしても自治会としての利は保てるわけですし、市としても一応管理は離れるわけですから、そこを言ったのですが。

○南高齢福祉課長 ただ、先ほどお話ししたように耐震性能が不足しているもので、普通財産にして貸し出すと、その耐震性が無いことに市の瑕疵が生まれてくるということで。

○鏡委員 同じではないですか。公の施設であっても、普通財産でも同じではないですか。

○南高齢福祉課長 ですから、3年で区切ってその後は取り壊すという方向で、市の方は動いているのですが。

○鏡委員 だから、その条件で、今言った「耐震性に問題あり」ということを一筆入れて、「それでもいいですか」と相手に問うて、それで使用貸借契約を結ぶのです。

○南高齢福祉課長 そういう方向もあるかとは思いますが。

○岡田委員 ただ、万が一何かあったときに、市の方に責任が来るかということですね。

○鏡委員 だけど、公の施設でも同じではないですか。耐震によって…。

○南高齢福祉課長 ですから、公の施設でしたら「これから3年後には廃止する」ということで。

○鏡委員 廃止する、廃止するというので、暫定で3年、2年と全部で8年経っているわけだから。

○松下部会長 それでは、財務関係の所見に移らせていただいてもよろしいでしょうか。

では、審査の参考にさせていただくために、公認会計士の岡田委員からご意見をお願いしたいと思います。

○岡田委員 資料3に28年度、27年度、26年度ということで、過去3年間の一般会計決算報告書が掲載されています。10ページの「現金」「預金」「繰越金」の内訳でしょうか、普通預金と振込口座、未収入金と書いてあって、こういう形での決算書があります。前年度の繰越金が今年の繰越金と合っているか、繰越金と貸借対照表の数字が合っているかなど、その辺は全部合っておりますし、収入の合計と支出の合計などの算式は合っております。

ただ、中身については先ほど小田委員からの指摘もあったように、確かに運営規約の方では会計監査をすることが、その前に会計監査の担当がいて行うということも書いてありますし、あとはこの14条の会計の③に「(会費は)月額250円とします」と書いてあるのです。250円な

ので年間 3,000 円です。会計士的な目で見ますと、通常、会費というのは、ここでは先ほどから言われている 3 条になりますが、要するにここに住んでいる方は基本的に全部会員になるかと思しますので、会員数はもう確定していると思うのです。

それで掛け算をすると会費収入がわかりますが、何が言いたいかと言うと、通常は必ず未収会費があるのです。未収会費があるはずですが、それを載せていないのです。要するに、取るべき人から全部取っているのか、そうでなければ現実に団地やマンションでは「未収会費」を上げるのですが、それが出てきておりません。

また、経費に関して言えば、私は領収書も帳簿も見えていない立場ですが、一般的に会計士的な目を見た時にラウンドの経費があるのです。ぴったりした金額で、30 万円ジャストというようにね。積立金の 2 万円はいいのでしょうか、たぶんここは按分計算かラウンドでやっているのではないかという推定がつくと。

ですので、先ほどからお話しているように、まず管理料の収入がどこに入っているかわからないことがあります。助成金の中に入っていると推定されますが、これを見ると助成金の金額が 200 万円ぐらいなので、管理料の他にも何かあるのではないかという推定がつきます。私も全部よく見たのですが、それらしいところがなくて、管理料という形では出てこないのです。

従って、財務の所見としては「この決算書が妥当であるかどうかについては、コメントはできません」ということでしょうか。形式的な数字が合っているかについては、合っていることが確認できるので良いと思いますが、問題点としては会費未収の有無や、会計監査を受けたような報告書もついていないということ。

もっと言えば、銀行残高証明書もついていないとか、言い出せばいろいろあって、そういう判断になります。先ほど小田委員から厳しいお話があったところですが、そのとおりだと思います。もし、何か私に答えられることがあれば、質問いただければと思いますが。

**○松下部会長** はい、ありがとうございます。ただいまの岡田委員のご意見に対しまして、何か質問等がありましたら、ご発言をお願いいたします。

**○岡田委員** ちなみに会費収入を 3,000 円で割り算すると、28 年度が 2,287 人なので、大体あそこの所帯数はそのぐらいなのでしょう。これは所帯数でいくのですよね。1 人ではなくて、1 軒とか。

**○南高齢福祉課長** 世帯ですね。

**○岡田委員** 世帯ですよ。通常ですと、ここに内訳が書いてあって、普通は「何人掛ける 3,000 円」と書くのです。「1 万円×300 人」というように。業界団体もそうですが、必ず会費収入では「何人でいくら」という内訳を書きますが、こちらには書いていないのです。また、普通は必ず未収会費が発生するはずなのですが。

あとは、先ほどから出ている監査報告書が載っていないなど、私が公認会計士の立場で「妥当です」ということは、この決算書を見た範囲ではちょっと言えませんので。以上です。

**○松下部会長** はい、いかがでしょうか。ご質問がありましたらお願いします。

**○八田委員** すみません。平成 28 年度の一般会計決算報告書の中に「福祉センター運営費」ということで、下から 7 行目に予算が 80 万円で決算が 30 万円とあります。他の年はすべて 80 万円で決算されているのですが、平成 28 年度だけ 30 万円ということで、ちょっと大幅に減っているのです。光熱費等ということですが、どういう理由があったのか伺いたいと思います。

**○南高齢福祉課長** ちょっと、そこは把握しておりませんので、自治会に確認してお答えし

たいと思います。

○八田委員　　お願いします。

○松下部会長　　他にいかがでしょうか。

○岡田委員　　あと、市の方では監査のようなことはしていないのでしょうか。監査というのは具体的に帳簿を持ってきてもらうとか、残高証明書を持ってきてもらうとか、あるいは領収書類を持ってきてもらうということですが。

○南高齢福祉課長　　現在、それは行っておりません。

○岡田委員　　大体、他の市で補助金を出しているところは、必ずそういう条件がついていますね。後ほど「決算書を提出するように」という条件が。そして、万が一(本来の)用途ではなくお金を使った場合は、返還命令が出るということです。

つまり「こういう目的に使いなさい」と渡しているのです、そうではない目的で使ったことがわかれば、返還命令が出て「市に返しなさい」と。本市の場合それはしないのでしょうか。

○南高齢福祉課長　　具体的には精算がありますから、決算書は出してもらっていますが。

○岡田委員　　中身のチェックはいつもしているのですか。

○南高齢福祉課長　　そこまでは、帳簿等のそういう類いのことは特にしていません。

○八田委員　　平成26年にも、上から9行目の備品購入費で12,290円でパソコンとプリンターを買って良いとなっていますが、この値段でパソコンとプリンターを買うのは、よほどの中古品で格安の値段なのかとも思いましたが、その辺も間違いはないか確認いただければと思います。

○南高齢福祉課長　　はい、わかりました。

○小田委員　　やはり、そういった金銭管理の面は、他の同種団体なみに仕上げる方法を考えた方が良くもありませんね。「このぐらいいは、ちょっと出してください」と。「他を見たら皆そうやっているようだから」と。

例えば、預金関係も通帳をちょっと見せてもらうとかね。一応、繰越金もあって表面上は整えてありますから、あまり弁護士が立ち入ることもないかという気もしますが。ただ、何か隠れた問題が実はあったかのような、そういう感じがしないでもないですね。

向こうとしては「うるさい事を言いなさんな」と言うかもしれませんが、やはりそろそろね。「他のところと比べたら、そうはいかないので」ということで、全部一度にと問題でしょうから、まず会計の関係から入って見たらどうですかね。

○岡田委員　　こういう時期なので、何かあって表に出た時は「審査会は何をやっていたか」となってしまいますからね。私は会計士なので、会計士が何も言わないのもおかしいですし、私もクビになってしまいますからね。

○鳩川高齢障害部長　　もう、十分に(ご意見を)いただきましたので。

○小田委員　　あれもこれも全部一度にという格好で持っていくと大混乱しますから、まずは一番やりやすく話しやすい金の問題からですね。というのは、この規約を見ると会員から会費を取っているしね。それから理事会費も取っているし、市のお金も出ているわけですからね。やはり金銭問題というのは、いろいろとはできないわけですから、もう少し「こういう書類を出して見せてもらえないか」と持っていったらどうですかね。

言うことはわかるのだけれども、昨今厳しい状況になって来ているので、「他を見たら他の自治体も同じようなことで結構やっているようだから、うちもそれに揃えていこうと思う」と



言っていくしかないかもしれません。向こうははるかに年上だから、おそらく言いにくいとは思いますが、損な役割かもしれませんがね。

○**松下部会長** はい、その他にご質問はございますか。よろしいでしょうか。では、ご発言がなければ、次に提案説明及び質疑応答に移ります。どうぞ、事務局より提案内容の説明をお願いします。

○**南高齢福祉課長** 次に、資料5を見ていただきます。資料5では、千葉幸町団地自治会から提出された「事業計画書」についてご説明します。こちらは、1「基本方針」から21「その他運営」までの21項目から構成されております。

次に資料6「管理運営の基準」です。こちらは、市が指定管理者へ求める施設管理の基準について定めたものであり、1「趣旨」から9「その他」までの9項目で構成しております。

次に資料7「事業計画書の管理運営の基準に対する反映状況の確認表」でございます。表の左側から「事業計画書の該当箇所」「管理運営の基準の該当箇所」「反映状況」を記載しています。反映状況については、市で確認したところ、すべての項目に対して基準を満たしております。

最後に参考資料として、資料8「千葉市幸老人センターの管理に関する基本協定書」、資料9「千葉市幸老人センター指定管理予定候補者選定要項」、資料10「千葉市幸老人センター指定管理予定候補者選定基準」、資料11「設置管理条例及び管理規則」を添付しております。

幸老人センターの指定管理者選定に関する説明は以上でございます。

○**松下部会長** はい、ありがとうございます。それでは、質疑応答を行いたいと思います。

○**岡田委員** よろしいでしょうか。37ページに「備品一覧」とあります。この辺は先ほどの貸借対照表には一切計上されていないのですが、金額的にはわかるのでしょうか。たぶん買った時の金額はわかると思うのですが。

○**南高齢福祉課長** おそらく、買った時の金額はどこかに書いてあると思いますので、その辺はまた確認させていただきたいと思います。

○**鏡委員** 前に話があったかもしれませんが、そもそものところで利用実績と、あとは管理されている方は何人ぐらいいらっしゃるのか、わかったら教えてください。

○**南高齢福祉課長** 利用実績ですが、28年度で言いますと年間利用者合計が6,350人です。

○**鏡委員** そのうち、自治会の方とそれ以外の方は。

○**南高齢福祉課長** 自治会の方で3,037人、高齢者の方で1,830人、その他で1,483人です。

○**鏡委員** 自治会以外の方もお使いになっているということですか。

○**南高齢福祉課長** そうですね。はい。

○**鏡委員** でも、自治会のサークルなども、その他に入っているのでしょうか。

○**南高齢福祉課長** その他の部分にはサークルもありますし、あとは育成委員会、民児協、そういったものが混在しています。

○**鏡委員** あと、管理運営をされている構成員ですが、どのぐらいいるのでしょうか。

○**南高齢福祉課長** おそらく2名だったと記憶しています。何度かこちらのセンターに伺った時に事務所がありまして、そこに2名いたかと記憶しています。

○**鏡委員** 出勤簿等はないのですか。業務をどのぐらいやっているのか、それが明確になる書類はあるのでしょうか。

○**南高齢福祉課長** ちょっとそこはわかりません。

- 鏡委員 公の施設をお願いしているのに、出勤の実績が全く取れていないのでしょうか。それでは、やっているかどうか分からないですよ。
- 南高齢福祉課長 そうですね。その辺の確認は、今後していく必要があるかとは思いますが。
- 鏡委員 では、2名の方が常時出勤されているのか、それとも実数としては2名を確保し、何人かで担当されているのですか。
- 南高齢福祉課長 そうですね。重なっている時間もあるとは思いますが、電話がありますし、来客もありますので、必ず1人はいるようにしています。
- 鏡委員 少なくとも出勤簿というか、出退表のようなものがないとまずいですよね。
- 南高齢福祉課長 それはあるとは思いますが、確認をしていないのですみません。
- 鏡委員 わかりました。
- 岡田委員 決算書を見ると、人件費として430万円ほど計上されていて、事務局給料、アルバイト料と書いています。あとは傷害保険料と書いていますね。考えられるのは、今おっしゃった1の方が正社員か何かでずっといて、あとはアルバイトとして2人ほど手伝っているのではないかと推定されますが。
- 松下部会長 他にご質問はございますか。
- 八田委員 すみません、この審査票に一部斜線が引かれています。4(7)「成果指標の数値目標達成の考え方」の欄は、斜線を引く必要はないのでしょうか。これは、事業計画に対応するものがあるかどうか、確認すればよろしいわけですよ。この4(7)には斜線が引いていないのですが。
- 南高齢福祉課長 そこは昨年度の利用者数を指標として、推定利用者数を考えていますが。
- 八田委員 資料のどこですか。
- 南高齢福祉課長 61ページのところです。
- 八田委員 提案書に、事業計画には無いのですが、よろしいのですか。
- 南高齢福祉課長 ちょっと、すみません。団体からその辺の計画が提示されておられないので、今後のことは団体と話をし、書類についても確認するというところで。
- 八田委員 団体に確認をするということですね。今回の審査対象にするということですね。わかりました。
- 松下部会長 そういたしますと、この「提案書のとおり」という項目は削除するということですね。
- 鳩川高齢障害部長 市の管理運営の基準を示しておりますので、基本的にすべてクリアしていただく条件のもとで行います。
- 松下部会長 他にはいかがでしょうか。それでは、他にご質問がなければ、当該応募事業者について、委員間の意見交換をしたいと思います。これから審査を行うにあたり、参考となるような、例えば委員間で共通認識を持っておきたい点、確認しておきたい点などを、ご発言いただきたいと思います。
- また、特に優れていると思われる点、気になった点などについても、是非この場でご発言をいただければと思います。
- 岡田委員 委員の感想を言うのですか。
- 松下部会長 委員間では今までたくさんのご意見をいただきましたが、さらに共通認識を持つような意味合いで、もう一度ご意見をいただければと思います。

○小田委員 この関連の施設をいろいろ見てきましたが、ここは別格ですね。他のところは競争社会の原理に基づいて、切磋琢磨しながらやっていますよね。こちらについても「ある程度話をしてみても」と言われたけれど、なかなかそうもいかないようで。

○鳩川高齢障害部長 要は、指定管理のそもそもの考えとしては「市民サービスの向上」の部分と、「費用の合理化・抑制」の大きな2つの目的がありますが、確かにこちらにはその考えは当てはまらないと。やはり、一つの地域の中で今までセンター管理が行われて来たという特殊性がございます。

いろいろとお話をしてみると、やはり自治会館の存在が今ここにはないですし、自治会の中でもその辺の協議はされていると思いますので。市の方に…。

○小田委員 まあ、評価ということでも非常に迷うわけです。他の施設と比較しながら考えてみると、非常に迷いますね。

○鳩川高齢障害部長 そうかといって、やはり他団体にやらせるのは不可能に近い部分があります。それならどこかにNPOを立ち上げてもらって、こちらに入ってやってもらえるかという、それはそれですごくトラブルになると思います。

○小田委員 そうでしょうね。

○鏡委員 だから、自治会がNPOになればいいのですよね。

○鳩川高齢障害部長 それはありますよね。

○鏡委員 そうすればすっきりしますね。あるいは、そもそもの性格として、公の施設であるべきなのかどうか、見直しをしても良いのではないかと思います。

○鳩川高齢障害部長 先ほど言ったように、自治会そのものに委ねてしまうとか、そういった手法もあるかもしれないですね。

○岡田委員 ここは全部URの賃貸なのですかね。

○鳩川高齢障害部長 ここはそうです。

○岡田委員 自己所有の方もいるのですか。ここは全部賃貸なのですか。

○鳩川高齢障害部長 1丁目と2丁目がありまして、1丁目は分譲ですが、こちらの2丁目はすべて賃貸です。

○岡田委員 この、今のところは賃貸なのですか。

○鳩川高齢障害部長 そうですね。確か1丁目の方は自治会館を建てたのです。そちらでいろいろと活動をしていると。

○小田委員 どっちなのかと言えば、「○」というよりも「△」という感じがするのですが、「△」という評価はないですからね。

○岡田委員 そうすると、敷地全部の大家さんはURですよね。

○鳩川高齢障害部長 そうです。

○岡田委員 だから、賃貸物件としては2,000ぐらいはあるのでしょうか。

○鳩川高齢障害部長 世帯ですね。

○岡田委員 大家さんがやるべきではないですかね。違いますか。

○鳩川高齢障害部長 確かにURの責任といった部分も多少はあるとは思いますが、やはり住民ですからね。市は市の言い分、URにはURの言い分がありまして、それを調整するのが非常にいま難航していると。今までやってきてはいるのですが。

○小田委員 確かに、それも一理ありますね。市は市民のことをどう考えているのだと。

○岡田委員 では、分譲の方は分譲の方で、皆さんで会館をつくったわけですね。

○鳩川高齢障害部長 そうですね。

○岡田委員 市の方で多少は補助を出している。出したのでしょうか。

○鳩川高齢障害部長 一部補助がございますね。ですから、こちらの2丁目団地の方でも、市の助成金を使って自治会館を建てるのは、一つの考え方としてはあるわけです。それは当然提示済みですが、今のところ受け入れていただけないということで。

あとは、地域運営委員会というものを、いま千葉市全域で拡げているところです。その地域運営委員会を立ち上げてもらって、活動いただく手法もご提示していますが、やはりその辺も市とは見解の相違があるのが実情ですね。

○小田委員 確かに、福祉のことを正面から持ち出されるとやりにくいですよね。

○鳩川高齢障害部長 やはり、こういう団地の古いところでは、高齢化率が急速に増えますのでね。やはり、今自分たちが住んでいるところには介護や医療、こういうセンターなど充実したものを求めていますからね。市としてもこちらを廃止する代わりに、何らかの形で代替物を提示しないと、すっきり整理しないと思っています。ただ廃止するだけでは、十分な了承は得られないと。

○小田委員 そうでしょうね。

○松下部会長 はい、それでは審査票の記入に移らせていただきます。なお、結果に基づいての意見付与もございますので、その際にまたご意見をいただければと思います。では、審査票のご記入をお願いいたします。

(審査)

○松下部会長 ご記入が終わりましたら、少し集計もございますので、休憩とさせていただきます。では、45分から再開ということでよろしくお願いいたします。

(休憩)

○松下部会長 大変お待たせいたしました。部会を再開します。事務局は審査結果の報告をお願いします。

○白井保健福祉総務課長 それでは、「千葉市幸老人センターの指定管理予定候補者の選定」に係る審査結果について、ご報告をさせていただきます。評価項目につきまして「×」と評価された項目が相当数ありましたので、千葉市幸老人センター指定管理予定候補者選定基準に基づき再協議を行いますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○松下部会長 はい、ありがとうございます。それではただいまの結果を受けまして、資料10「指定管理予定候補者選定基準」という箇所4ページ、通し番号で77ページの「提案内容審査」の中段になります。委員のうち1人でも「×」の評価を行った項目がある場合は、選定評価委員会で協議を行い、以下のいずれかを決定するということで、①～④のいずれかを決定いただくこととなります。

委員の皆様から何かご意見がございましたら、是非お願いいたします。①～④のいずれかということで、ご意見を頂戴したいと思います。

○岡田委員 私は、「財務状況」と「収支見積」に一応「×」をつけたのですが、先ほどから議論しているように、現時点の幸町団地の決算書では、少なくとも専門家の立場から見ると「妥当である」とは言えませんし、先ほどから議論が出ているように「この団体に任せていいのかどうか」に関しては、いろいろな事情があるのはお聞きしました。しかし、ちょっと外部的というのでしょうか、表沙汰になった時にはそれでは言い訳が通りません。

ですから、今回の状況ではここに任せるのはちょっと無理ではないかということです。逆に、もし任せるのであれば、去年3月の決算に遡って、少なくとも帳簿等を全部調べて良いところまで、あるいは先ほど小田委員からあった規則の関係等について、時間的に来年3月までに間に合うかわかりませんが、何かそれなりのことをやらないと、私はちょっと「○」はつけられませんので。以上です。

○松下部会長 そうしますと、岡田委員のご意見としては、この判断については①～④で言うと、②のご意見でよろしいですか。

○岡田委員 一番最後のところだけ②のところですか。はい。

○松下部会長 では、選定評価委員会としては②の条件付きで「○」と判断するのか、それとも③か④の項目を選ばれるかということですが、ご意見としては②でよろしいですか。

○岡田委員 ②は「条件付きで」ということですね。ちょっと他の方は、5人いるので3人以上が「○」であれば良いと思うのですが。私は他に賛成の方がいれば良いと思いますが。

○松下部会長 では、他の委員のご意見を伺いたいと思います。

○小田委員 私は、確かに岡田委員の言うこともよくわかるし、そうだなとも思いますが、先ほど言いましたように他施設で運営を任されている他団体は、競争社会でやってきていますから、きちんとやっていますよね。それと同列に比較するのは、そもそも無理ではないかと。

そこは甘いと言われるかもしれませんが、元々のいきさつからすると、それほど目くじらを立ててガチッとやるような団体でもないしね。元々こじんまりとしていて、地域の人間は誰でも仲良しクラブの延長みたいなものだから、それを考えると固いことを言っても仕方ないのかという気もします。

ただ、直すべきところは直してもらわないといけないということで、私の結論は②でどうかと、条件付きで「○」というのが落としどころかなと思いますかね。

○松下部会長 はい、ありがとうございます。では、八田委員はいかがでしょう。

○八田委員 私は「○」をしたのですが、岡田委員や小田委員から不安になるようなご指摘がありますので、私も条件付きで「○」とすることで良いのではないかと思います。

○松下部会長 はい、ありがとうございます。私も委員としての意見ですが、これまでの経緯があること、それから建物の老朽化があること、そしてURとの関係もあることから、やはり先ほどまでの審議でたくさんのご意見をいただきましたので、そういった意見を一つずつ付したうえで、条件付きで「○」というのが私の考え方です。

それでは、鏡委員はご用で退席されましたので、4名の意見をまとめていきたいと思いますが、この①から④の中で、①でないことは判断がつくかと思いますが、②から④の中での判断は、いかがでしょうか。

○岡田委員 3人の方がそうであれば、私だけ一人反対するのもなんですから、②で結構です。これは議事録には残るのですよね。残してくださいね。今は、職業的にもものすごく厳しいものですから、何かあった時には会計士でも処罰されてしまうのです。

○松下部会長　　そうしますと、具体的に②で評価をしたとして、項目として細かく条件を付けていただくということで、岡田委員はよろしいですか。

○岡田委員　　そうですね、先ほど課長からもお話がありましたように、他のところでやっているということですから、少なくとも市の方で監査をするということで、どの辺までやるかという問題もありますが、少なくとも銀行預金の残高が合っているかとか、中身を見て不適切な支出がないかぐらいは、見てもらった方が良くと思います。その前に帳簿は付けているかという問題もありますがね。そのぐらいは最低やっていただくということで。

○松下部会長　　はい、わかりました。それでは、審査結果に基づく評価委員会の意見ですが、皆様からのご意見を踏まえ、②の「選定評価委員会としては条件付きで『○』と判断する」ということで、まとめさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○松下部会長　　はい、ありがとうございます。では、皆様からご意見いただいた条件を付与していきたいと思えます。同じことの繰り返しになるかもしれませんが、是非もう一度「こういう点はきちんとしてほしい」というご意見をいただきたいと思えます。

○岡田委員　　私は、先ほどお話しした件ですが、市の方では他団体に同じように委託料を出している立場ですから、監査をして出た決算内容については、先ほど小田委員のお話もあったように、もちろん私たちは民間人ですから相手側の承諾を得ないと言えないのですが、市の職員の場合は今でも監査はできるのですよね。指定管理料を払っているという条件で、確か帳面を見る権利はあるのですよね。

そこで出てきた答えによっては、ご相談であれば応じますが、私たちは現場に行かない方が良くと思います。市の方と一緒にいく監査もやったことはありますが、相手方との関係があるので、外部の人が来るとすごく嫌がります。ですから、市の方が行った方がいいと思えますので、よろしくをお願いします。

○松下部会長　　管理団体として財務的に適正な方法をとるということでよろしいでしょうか。

○岡田委員　　そうですね。小田委員がおっしゃった規約関係もですね。それもきちんとやっていくということで。

○小田委員　　これはどう表現していいのか、要するに規約と実際にやっていることが合わないため、規約をもう少し検討いただきたいということです。こちらには会長が代表者という規定がどこにもないのに、いつの間にか会長が代表になっている。会長は何をやっているかということです。内部的にも委員会がある会長の権限が全然わかりません。それから決算に関する規定が、これではさっぱりわかりません。

○岡田委員　　市の方では、自治会等の標準パターン等をお持ちではないですか。NPO法人でもいいのですが、そういう規定の標準パターンで、こういうことを決めた方が良くと教えるとか。

○小田委員　　規定にないことをやっていたり、規定の定めがないからやっているわけですね。

○松下部会長　　小田委員、鏡委員から最初にご意見をいただいたように、指定管理団体としては社団というような形を成すように、市が積極的に働きかけをして形を整えていくことと、それに伴って今お示しいただいている運営規約の適正化についても、市の方で働きかけを積極

的に行っていただくことでよろしいでしょうか。

○小田委員 決算書も誰が作ったのかさっぱりわかりません。だから、まともに考えればたぶん会長の責任で事務長が作って、それを今度は事務方が会計監査に回して、会計監査が点検して、良ければ会計監査が発行して、それを元に今度は総会に出して、総会の承認を得て、改めて市長へ出すという手順だと思うのです。これが全く書いていないものだから、何だかわからないのですが、決算書は会長と称する人物から市長へ出ているということですね。

○松下部会長 そういう意味では、会運営の透明性のようなものを、もう少し図っていただくということで、市の方からは是非ご指導をお願いしたいと思います。

それから、八田委員からご意見をいただきましたし、私も感じたのですが、提案書の中に審査票の項目がきちんと記載されることに関しても、是非ご指導をいただきたいと思います。きちんと記載されていないと評価できませんので、評価項目についてはきちんと記載する形で、よろしくをお願いしたいと思います。その他にはいかがでしょうか。

○岡田委員 これは、来年また見直しというか、1年ごとにフォロー等は行うのですか。

○南高齢福祉課長 1年ごとに評価がございます。また、皆さん方にお集まりいただいて、評価をしていただきます。

○岡田委員 そうしたら、今日出た質問は議事録に書いてあるでしょうか、それがどうなったかということをおね。

○南高齢福祉課長 また、すぐに報告させていただきます。

○岡田委員 事務所に急に言って来られても困るので、それは結構です。結論は皆さんにお任せしてありますから、見直しの時に指摘された意見について、どう対応したのか、あるいはまだ対応していないとか、対応しつつあるとか、何かその辺を入れていただくようお願いいたします。

○小田委員 人格なき社団の場合は、民主的なコントロールが非常に大事になってくるわけです。そして改めてこの規約を見ると、そもそも構成員である会員の権限がさっぱりわかりません。よくわからないが階段委員が権限を持っていて、階段委員総会が全部決めるような格好になっていて、では階段委員でない他の会員はどうなっているのかと。

少なくとも私がこれを読んで感じたのは、会長の選挙の時と最後の決算の承認のところは、会員総会で会員に諮るべきではないかと。それがあれば、かろうじて民主的な運営ができると言えるでしょう。ところが会員の権限が全くわかっていないのです。いきなり「階段委員総会が唯一にして最高の決定機関」となっているので、何か違和感があるのです。階段委員をみんな会長の自派で固めてしまったら、どうするのかと。

○岡田委員 あとは余談の余談ですが、2,000人ほどいるわけですよ。高齢者が多いということですが、例えば法律に強い方とか、我々のように会計に強い方も必ずいると思います。そういう方のご支援を受ければと。過去にそういうことをやったOBもいるでしょうし、規約についても詳しい人が絶対にいますから。

○小田委員 それを規約改正のポイントにさせていただいて。規約を見ても会長の任期が何年かも書いていないし、これではちょっと民主的とは言えませんからね。逆に、一番最後のところを見ると、改正の経過が全部わかるわけです。これだけ改正をしてチャンスがあったのに、何でこの大事なことをやっていないのかという印象を持ってしまいます。

運営が難しいと言ったらそれはわかりますが、土台に沿うものができていないし、完成して

いないものだから、これでは議論にならないではないでしょうか。土台をしっかり作っていただいたうえで、それを運用する時に問題があって「こうやらざるを得ない」というのであれば、まだわかるのですが。

**○松下部会長** はい。それでは、今いただいたようなご意見に関して、次回の委員会の時に進捗状況をご報告いただくということで、よろしいでしょうか。他にご発言がなければ、選定理由を決めていきたいと思えます。

選定理由ですが、今まで委員の皆様から、あるいは事務局からのご報告も含めて、これまでの経緯と地域の実情に即した管理運営業務経験があるため、指定管理者として選定させていただくと。ただし、先ほど委員の皆様から上げていただいた項目を意見として付したうえで、選定させていただくということでよろしいでしょうか。

では、細かな文言については事務局と今の皆様のご発言を整理して、部会長の私に一任いただく形でよろしいでしょうか。

(異議なし)

**○松下部会長** はい、ありがとうございます。それでは、議題(2)を終了いたします。

最後に、議題(3)「今後の予定について」です。事務局から説明をお願いいたします。

**○白井保健福祉総務課長** 長時間にわたりまして、ご審議いただきありがとうございます。今後の予定ですが、本日の選定結果につきまして、松下部会長から指定管理者選定評価委員会の小田会長にご報告いただく形となります。その後、会長から市長に答申するという流れになっております。

本市では委員会からの答申を受け、指定管理予定候補者を決定し、応募事業者を選定結果を通知するとともに、選定結果を公表させていただきます。また、当該事業者と仮協定を締結いたします。

その後、今月28日開会予定の平成29年第4回千葉市議会定例会におきまして、指定管理者の指定に係る議案を提出することになります。議決された場合は本協定を締結し、平成30年4月から3年間の指定管理委託が開始となります。今後の予定については以上でございます。

**○松下部会長** はい、ありがとうございます。ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご質問等がありましたら、ご発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

では、ご発言がなければ「今後の予定について」は終了いたします。本日予定されております議事については、以上で終了いたしました。

これもちまして、平成29年度千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会第2回高齢者施設部会を閉会いたします。それでは、事務局に進行をお返しいたします。

**○小野保健福祉総務課主査** はい。長時間にわたりお疲れ様でございました。ありがとうございました。会議は以上で終了となりますが、配付資料のうち「次第」「席次表」「委員名簿」以外の資料については、こちらで回収いたしますので、置いたままお帰りいただきますよう、お願いいたします。

委員の皆様、本日はお忙しい中、本当にありがとうございました。